教科書文庫
4
110
32-1933
2000018269

高等小學修身書 卷一

兒童用

文部省

40500
教科書文庫
4
110
32-1933
2000.0
18269

教科書文庫
4
110
32-1933
2000018269

高等小學修身書 卷一

兒童用

文部省

広島大学図書
2000018269

資料室
3759
M014

九課ノ十六課ヲ以テ大體日ニ修身ノ書アリ

教育ニ關スル勅語

広島大学 教 18269 図書

廣島大學圖書之印

目録

第一課　我が國……一
第二課　愛國……六
第三課　家……十二
第四課　孝行……十七
第五課　親類……二十三
第六課　敬老……二十五
第七課　至誠……三十
第八課　正直……三十三
第九課　反省……三十八
第十課　責任……四十二
第十一課　勇氣……四十七
第十二課　進取の氣象……五十一
第十三課　身體……五十七
第十四課　職業……六十三
第十五課　勤勉……六十八
第十六課　自立自營……七十三
第十七課　質素……七十六
第十八課　規律……八十一
第十九課　禮儀……八十五
第二十課　公德……八十八
第二十一課　公正……九十一
第二十二課　寛容……九十七
第二十三課　同情……百一
第二十四課　共同……百七
第二十五課　地方自治……百十一
第二十六課　國交……百十四
第二十七課　戊申詔書……百二十

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益〻國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ內國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益〻更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益〻開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德

ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌〻國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

廣島大學圖書之印

高等小學修身書卷一　兒童用

第一課　我が國

我が大日本帝國は、萬世一系の天皇の統治し給ふところで、世界に類のないうるはしい國體を有してゐる。御代々の天皇は聖明にまし〳〵て、臣民をいつくしませ給ひ、臣民は又世々忠義を盡くして皇室に事へまつり、以て千古の美風を成して來た。我等臣民たる者は、我が帝國がどうして起り、どんな國運に向つてゐるかを知り、以て我が國體のすぐれて尊いわけをよくわきまへなければならない。

昔、瓊瓊杵尊が皇祖天照大神の勅を受けて此の地にお降りになり、それから天壤無窮の皇運がひらけ、我が帝國の基礎が定

まつた。尊の御曾孫神武天皇は、天業をひろめようとして東方にお進みになり、大和の橿原宮で始めて御卽位の禮を行はせられた。

それ以來、御代々の天皇は常に臣民の幸福に大御心を注がせられ、或は農業を勸め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文敎を盛にして我が國運の隆昌をお進めになつた。

特に明治天皇は、維新の大業を成し遂げられ、五箇條の國是を定め、藩を廢し縣を置き、萬國との交通を開き、立憲の政治をはじめ、又敎育を盛にし、兵制をあらため、其の他諸般の政務を改善擴張して、臣民の幸福を增進せられたので、我が國運は前古未曾有の發展をした。大正天皇は明治の盛運を受けて益〻國運の發展をお圖りになり、聖諭を下して國民精神の作興を奬め、

普通選擧の制を布いて臣民參政の權をひろめ、又歐洲大戰に參加して東洋の安寧を保ち、列國と共同して世界平和の實を擧げ、以て皇德を海外にひろめ、帝國の地位を世界に重からしめられた。

今上天皇陛下は明治天皇並びに大正天皇の御遺業をお受繼ぎになつて日夜政務に大御心を注がせ給ひ、皇運はいよ〳〵盛に、國威は益〻揚るに至つた。我等が此の榮行く御代に生まれ合はせたのは此の上もない幸福である。

天皇陛下は昭和三年十一月十日御卽位禮當日紫宸殿の御儀に於て、かたじけなくも勅語を賜はつたが、其の中に「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率ヰテ敬忠ノ俗上

ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてある。

皇祖皇宗が我が國をおはじめになつて、民に臨ませられるのに、國を以て家と思し召され、慈母が赤子を愛するやうに民をおいつくしみになつた。御代々の天皇は皇祖皇宗の此の大御心をお受繼ぎになつて、身を正しくし道を行はせられ、厚く臣民を御愛撫になつた。其の一斑を記し奉れば、醍醐天皇は寒夜に御衣をぬいで人民の疾苦を思ひやられ、龜山上皇は元寇の際御身を以て國難に代りたいとお祈りになり、明治天皇は、明治二十七八年戰役の際、廣島の大本營にあらせられて、將卒と艱苦を共にし給ひ、又日常極めて御儉素に渡らせられ、御調度の品々まで世にありふれた物をお用ひになつた。大正天皇は

人民の中に不幸な者があるのを憐ませ給ひ、御内帑の資を賜はつて社會事業の發達を御奬勵になつた。かゝる限なき皇室のみめぐみは、おのづからあまねく萬民の上に行渡つた。萬民もまた互に心をあはせて皇室を宗家と仰ぎ、天皇を大御親とあがめて忠義を盡くして來た。かやうにして、君民の間はおのづから至誠の感應によつて結合し、皇室と臣民とは全く一體を成してゐる。これが實に我が國體の純且美なるところであつて、天地のあらん限り永遠に存すべきものである。我等は至誠を以て君國のために盡くし、此の善美な國體を益〻光輝あらしめなければならない。

古歌

すゑの世のすゑのすゑまでわが國は

よろづの國にすぐれたる國

第二課　愛國

凡そ如何なる國の人民でも自分の國を愛しない者はない。代代同じ土地に住み、同じ統治の下に生活をしてゐると、自分の國を愛する念が自然に生ずるものである。まして、幾千年の昔から皇室を宗家といたゞき、此のうるはしい國土にはぐくまれて來た我が國民が、一層愛國の念に富み、他國に見ない美風を成して來たのは當然で、其の事蹟は國史の上に光輝ある成跡をのこしてゐる。我等もまた此の美風を受繼いで、國を愛し、國のために盡くさう。

君國の大事には身を捨て、家を忘れて之に當り、以て天皇陛下

の大御心を安んじ奉らなければならない。我等が既に學んだ楠木正成の事蹟、廣瀨武夫の事蹟の如き、いづれも千古の模範である。又近き諸戰役に、戰場に赴かない者がよく其の職業に勵み、出征軍人の慰問や軍人家族の救護等に努めたのも、愛國心を發揮したりつぱな例である。

國家非常の場合に全力を盡くして愛國の赤誠を致すのは、國民として當然の務であるが、平時に於ても、國民の風習が浮華放縱に流れたり、其の思想が輕薄過激に傾いたりすれば、國運が衰頽に赴くものであるから、國を愛する者は、常に質實剛健の氣風を養ひ醇厚中正の精神を持して、我が善美な國の基を固くするやうに心掛けなければならない。

日常よく身を修め家をとゝのへ、各其の職分を盡くすのは、最

も手近な愛國の道である。農・工・商等の職業に從事する者は、其の業に勵んで、我が國の經濟を豐にするやうに努め、學問・技藝にたづさはる者は、それを研究錬磨して、我が國の文明を進め、風教を助けるやうに圖ることが大切である。

稲生若水はかの賢婦人の譽ある稲生はるの子として、明暦元年江戸に生まれた。十一歳の時、大阪に行き醫術を修め、六年ばかり修業の後、京都に赴き、伊藤仁齋に從つて儒學を學んだ。又博物の學問を好み、これが研究に從事すること多年、遂に「庶物類纂」と題する一千卷の書物を著し、我が國に於ける博物の學問に一新紀元を開いた。

若水二十二三歳の頃、或日支那の書物を讀み、其の中に日本のことを論じて、「日本は何事にも不足のない國であるが、たゞ藥

物だけは産しないから、之を支那に求める外はない。」とあるのを見て、大そう殘念に思ひ、「我が國の山河や動植物の有樣を察するに、藥物を産しないはずはない。よく研究したらば、これまで外國に仰いでゐた藥物は、大てい國内で採ることが出來るに違ひない。且、支那の博物の書物を見ると、其の中に日本の學者の說を引いてゐるものは一つもない。これらは我が國の學者の研究が足らないためであつて、實に日本の恥である。これから自分は博物の研究に身を委ね、大著を出すと同時に物産をふやして國益を增し、以て我が國の文明の進步に貢獻しよう。」と堅く決心した。

元來博物の學問は、支那に於て早くから發達してゐたが、記述に誤もあり、且、一々實物について觀察したものではなかつた。

しかるに若水は、此の學問に志してから十數年の久しい間、博く書を讀み、實地に就いて調査研究し、藥物となる動植鑛物中、支那の書物に名が出てゐる物で我が國に產する物を、既に千二百餘種程調べ上げることが出來た。若水は三十九歳の時金澤に行き、當時賢明の聞えが高かつた加賀の藩主前田綱紀に仕へることとなつた。翌年藩主に上書して、「博物の學問を實地に就いて精しく調べたのは古今たゞ自分一人であると信ずる。これから更に研究を進めて、天下

若水の庶物類纂編述の志を述べた一節

[illegible]本草ノ學ヲ好ミ、中ニ中華ノ書籍ニ中ラザルモノ多シ日本人ハ一人モ之ニ心ヲ盡サズ日本ノ産ヲ作リ万物ノ理ヲ包羅セリ古今ノ真偽ヲ正シ連々中華ノ風大日本國文華ノ盛事ヲ著シ以テ本草ヲ編述ノ志ヲ[illegible]

後世の重寶となるやうな著述をしたいと思ふ。且、我が國が毎年長崎で外國人に拂ひ渡す金高は莫大なものであるが、其の中の大部分は、藥物の代價である。もし自分の研究が完成したら、此の金銀を失はないですみ、我が國の非常な利益となる。しかるに自分は生來虛弱な身體であるから、長命は覺束ないかも知れない。もしせつかく研究したところを死と共に朽ちさせてしまふやうなことがあつては、如何にも殘念である。」と平素の志を述べた。

綱紀は若水の志に深く感心して、其の著述の完成を命じた。若水はそれから綱紀の知遇を受け、一千卷の大著をするつもりで、晝夜研究に力を盡くしたが、漸く三百六十二卷の書物を編纂した時、病にかゝり、惜しいことにまだたくさんの稿をのこ

して六十一歳で歿した。

綱紀は若水が大著を終へない中に歿したことを惜しみ、若水の弟子に命じて遺稿を補修させることにした。後數年、綱紀も薨じたために遺稿補修の仕事は一時中絶したが、將軍徳川吉宗は大いにそれを遺憾に思つて、若水の子及び弟子等に命じて遺稿補修の任に當らせた。若水が歿して二十三年の後、遂に遺稿六百三十八卷が出來上つて、一千卷の大著がこゝに完成し、若水の志が始めて達せられた。

第三課　家

家は祖先によつてはじめられ、其の後繼者たる家長によつて支配せられる團體であつて、永遠に存續すべきものである。此

の團體は血族の結合であるから、共同生活の中で最も自然なものである。我が國では家が社會組織の基礎になつてゐて、古から家を重んずる美風がある。我等はよく此の美風を守つて、我が社會組織の基礎を固くしなければならない。

家には一家の中心となつて之を統べる家長卽ち戸主といふものがある。戸主は普通の場合は父である。戸主の下にあるものは家族であつて、皆同じ氏を名のつてゐる。戸主は家族を愛護し、家族は戸主を尊敬し、共に心を同じくし力をあはせて、祖先の志を繼ぎ、家の繁榮を圖るべきである。

家を重んずるには、祖先を尊んで祭祀の禮を厚くしなければならない。祖先から傳はつた家の美風を守り、家産を保つて、益、家運を盛にするやうに心掛くべきである。又よく身を修め互

に助け合つて、善良有爲の人となり、社會に貢獻して、家名を揚げる心掛が大切である。

我等は我等の祖先の子孫であると同時に、我等の子孫の祖先である。それ故我等は祖先に對して務を有してゐると共に、子孫に對する務も有してゐる。我等が身を修め行を正しくして家名を揚げるのは、祖先に對する務を全うするばかりでなく、また子孫のためを圖る所以である。

菅原道眞が十五歳になつて元服した時、道眞の母は之を祝つて、

久方の月の桂も折るばかり
家の風をも吹かせてしがな

といふ歌を詠じ、道眞が學問に上達し立身出世して家の榮を

圖るやうにこひねがつたといふことである。

箕作阮甫は寛政十一年津山藩の侍醫の家に生まれた。幼少の時、父を失ひ、それから母の嚴格なしつけを受けて成長した。二十四歳の時、阮甫は父の業を繼いで侍醫に擧げられ、翌年藩主に從つて江戸に出た。阮甫はつら〳〵時勢を見、いよ〳〵將來の我が國は大いに西洋の文物を學ばなければならないといふことを知り、洋學の研究に志した。しかし僅かの俸祿だけでは家計を支へることがむづかしく、其の上火災に遭つて家財を全く失つたため、頗る窮乏に

陥つた。阮甫はそれにも屈せず、しば〳〵家族に向つて「今はかやうに醫業に勉めず、むだな事をしてゐるやうに見えるが、決してむだではない。人々が洋學の必要を覺る時を待つて勉强を始めては、もう間に合はない。今の中に十分勉强して置いて、將來、國のため學問のために大いに盡くすつもりなのだ。どうか一時の困難は忍んでもらひたい。いつかは箕作の名を西洋までも知らせて見せる。」と言つて聞かせた。其の頃はまだ洋學者は世の迫害を受けるやうな時節であつたから、阮甫の修學の苦心は一通りではなかつた。家族も阮甫の意を受けてよく窮乏を忍び、不安に堪へて、阮甫が落ちついて研究を續けることが出來るやうにした。後我が國と歐米諸國との關係は密接になり、洋學の研究が大いに必要になつて來た時、阮甫は多年

の造詣を傾けて著述に從ひ、西洋の學術を傳へ、又幕府に用ひられて種々の事業に與り、六十五歳で歿するまで我が國の文運に貢獻するところが頗る多かつた。それがため箕作の名がだん〳〵世に知られ、且幕末から明治の御代にかけて、此の一家から有名な學者が輩出して、「箕作の血は學者の血だ。」といはれるに至つた。

第四課　孝行

家にあつて最も大切なのは親子の關係である。子が親に事へて孝道を全うするのは、家を重んずる所以である。

凡そ子として父母を愛敬するのは自然の情であるから、孝は又人情の自然に基づくものといふべきである。父母は其の子

を育てるのに、日夜心身を勞して少しも厭はない。其の子がもし人にすぐれ、しあはせがよければ、限なく喜び、又人に劣り、しあはせがよくないと、起き臥し絶えず心配する。其の慈愛の深いことはとても言葉に盡くせない。其の高恩を思ふと、子たる者の心にはおのづから感謝報恩の念が湧起らざるを得ない。『孝行の道は親に安心させるより大いなるものはない。親に安心させるには常に自分の行を愼み、身體を丈夫にして、善良有爲の人となるやうに努めることが大切である。之に反して、惡い行をして世間から非難を受けたり、攝生を怠つて病弱の身となつたりすれば、父母に心配をかけて甚だしい不孝となる。』父母を愛すると共に、父母を敬ふのは子たる者の道である。親しさになれて、禮儀をおろそかにし、敬意を缺くやうなことが

あつてはならない。又子たる者は父母に從順であることが大切である。父母が其の子にいろ〳〵教訓を與へるのは、其の子を愛し、其の子のためを思つてするのであるから、子は謹んで其の命に從はなければならない。

職業に從事するやうになつたならば、よく其の業に勵んで、家の繁榮を圖り、父母を喜ばせることが大切である。又萬一父母の言行が道理に合はないやうなことがあるときは、顏色を和らげ、言葉を穩やかにして諫め、もし聞かれないやうな場合には、いよ〳〵眞心を以て事へて、父母に過のないやうにするのが、孝の道である。

かの平重盛が父淸盛の後白河法皇を幽し奉らうとして多くの兵士を集めた時、「重盛は君の御爲には誓つて不忠の臣とな

ることは出來ません。さりとて父上に敵對するにも忍びませんもし是非とも此の企を遂げようと思し召すならば、どうか先づ重盛の首をはねて後になさいませ。」と眞心をこめて諫めて、清盛に其の非を悟らせたのは、孝道を全うしたものといふべきである。

そよは尾張海西郡鳥地村（今の愛知縣海部郡十四山村大字鳥地新田）の農善六といふ人の娘であつた。生まれたあくる年、母に別れ、それより父の手一つで育てられた。しかるに善六は家が貧しいので、みづからそよを懷に抱いて、他の乳をもらひ歩き、又みづから米汁を作つて飲ませた。寢てから乳を慕つて泣くときは、いろ〳〵とあやしてやつと眠らせた。善六は生來酒が好きで、僅かの錢を得てもそれを酒に代へるといふ程であつたから、耕作に從事して

も十分に農具を求める貯もなく、遂に農業をやめて、川に行つて漁をしたり、人に雇はれて働いたりしてやつと暮しを立てゐた。そんな境遇の中にそよは大きくなつたが、氣だてが至つてすなほでやさしくて、なりふりにかまはず、人のために綿を打ち、苧を績み、機を織り、其の賃錢を得て暮しを補ひ、租稅も滯なく納めた。其の上そよは自分の食べ物もひかへるまでに節約して、父の養の足らないことのないやうにした。善六は醉ふと處かまはず倒れ臥して、夜がふけても家に歸つて來ないことが度々であつた。そよは父の身の上を心配して雨風も厭はず尋ね歩いた。もし行遇はないときには、善六は歸つて無理なことばかり言つて叱るけれども、そよはたゞ詫びて少しも逆らはなかつた。又行遇つたときには、善六は「早く歸れ。なぜ人

の樂しみを妨げるか。わしは後から歸る。」などと言ふのを、そよはいろいろなだめすかして歸らせ、自分は其の後から見え隱れについて歸つた。夏の夜善六が路の傍や人の庭などに醉倒れて寢てゐることがあると、そよはたゞ一張しかない蚊帳を持つて行つて父の體を蔽ひ、自分は蚊に喰はれるのも厭はず父を護つて、其の側で夜を明かした。

そよの眞心には如何に頑な者でも感動させられる。まして善六はもと心の曲つた者ではなくて、たゞ酒に醉ふと前後を忘れる惡いくせがあつただけであるから、そよが父の醉つて體を損ふことを氣づかひ、又、人に迷惑をかけてはならないと心配してくれる孝心の厚いのに感じて、遂に自分の行狀を愼むやうになつた。さうして娘の親切を深く喜ぶ餘り、近所の人にも涙を流して其の事を話してゐたといふことである。

高修兒一

第五課　親類

同じ祖先から分れ出た血族が相依つて親和するのは、人情の常であり、人倫の道である。伯父母叔父母・從兄弟姉妹等はいふまでもなく我等の親類であるが、結婚によつて、配偶者の親類

高修兒一

も血族と同様に親類となる。親類は相和し相助けて、互に其の幸福と繁榮を圖るべきである。

親類は常に親愛の情を以て交り、吉事がある時は相慶し、凶事がある時は相弔し、重大な事の起つた場合には、よく相談して力をあはせて事に當らなければならない。又祖先の祭祀を營むに當つて親類が相集るのは、我が國の美風であつて、其のために祖先に對する敬慕の情を厚くし、親類間の共同の念を深くする。親類の中には、富んだ者もあらうし貧しい者もあらう。しかし貧しい者だからといつて之を疎遠にしたり、又富んだ者だからといつてみだりに之に依頼したりするのは宜しくない。

親類は相共に其の名譽を重んじなければならない。親類の中

で一人でも汚名を受ける者があると、親類一同の名譽を傷つけ一家一門の恥辱を招くことになる。それ故我等は、自己の名譽を重んずると共に親類の名譽を重んじ、家門の名譽を傷つけないやうに戒むべきである。

親類間では、お互に親しい餘りに、とかく禮儀がおろそかになり易いものである。しかし禮儀をおろそかにするのは、たとひ親しい間柄でも不和を招く基となるものであるから、常に長幼の順序を正しくし、尊卑の關係をわきまへ、禮を以て交り、親類の和熟を永遠に保つやうに努めなければならない。

第六課　敬老

我等は世の高齢の人からいろ〳〵の恩を受けてゐる。我が市

町村について見ても、學校があり、道路があり、橋などがあつて、我等が日々に其のおかげを蒙つてゐることは頗る大である。が、これらの施設をするについて、我が市町村の先輩は一通りでない苦勞をしたものである。これらの先輩は、今は年寄つた人も少くないから、我等は其の恩を考へて、高齢の人を尊敬しなければならない。

又世の中は老幼相助けて圓滿に持續けて行かれるものである。かりに世の中の人が同じ年齢の者ばかりであつたとしたら、世の繼續も進歩も望まれないであらう。一年長ずる者は一年だけ多い經驗がある。まして高齢の人は世間のいろ〳〵の經驗を積んでゐるものであるから、之を尊敬しなければならない。少壯の者は元氣に滿ちて實行の力に富んでゐるけれど

も、經驗が乏しいためにやゝもすると輕はずみのことをする。老人は世故に長け人情に通じてゐて、物事に愼重であるから、手落が少い。それ故、我等は常に老人の敎を受け、其の意見を尊重して、自分の修養に努め世の圓滿な發達を圖るべきである。『古語にも「吾が老を老として、以て人の老に及す。」とある。我等は自分の父母・祖父母を敬愛する心を移して、他人の父母・祖父母を敬愛し、道を行くにも歩を讓り、汽車・電車等に乘るにも席を讓るやうにしよう。方々に、敬老會・尙齒會などと稱して老人を敬ひ慰める會合の催されるのは、誠に美風といふべきである。』

賴杏坪は安藝の人で、山陽の叔父である。初は儒者として廣島藩に用ひられ、學事に力を盡くしたが、民政にも留意して適切な建言をしたので、後には其の方の役人に任ぜられ、備後の北

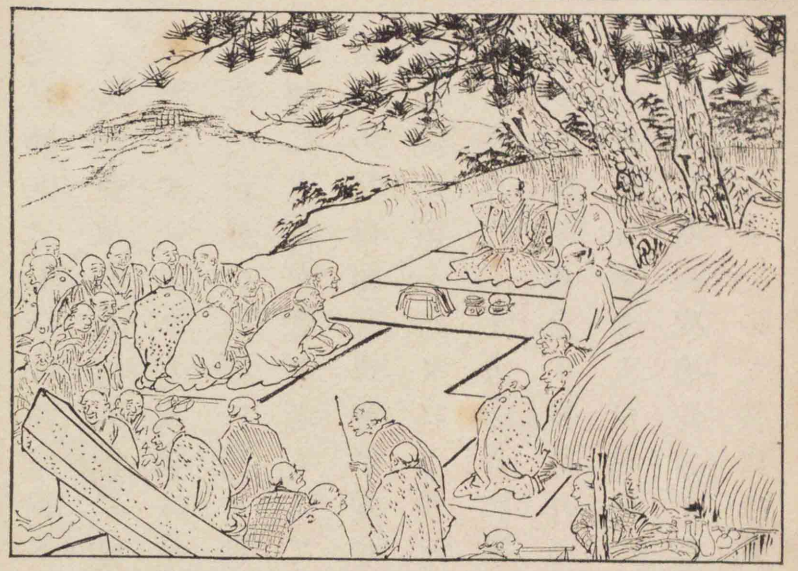

部諸郡を治めることとなつた。此の地方は藩廳から遠く距り、其の上これまで役人に適當な人がゐなかつたために、政治が行屆かず、田畑は荒れて住民の暮しは困難になり、又人氣は惡くなつて一揆・强訴等の絶間がなかつた。杏坪は廣島から出向き、此の地方の民情を察して、人心を導くには老人を敬ふ風を興すのが何よりも先だと考へた。折しも靑葉の間にあちこち花が咲殘る晩春の頃で、ちや

うど農家は閑な時節であつたから、杏坪は急に布令を出して、七十歳以上の老人を惠蘇郡山王社に招くこととした。庄屋・組頭等を始め村々の若者は、杏坪の旨を受けて社前に集り、小屋掛をしたり筵を敷いたりして準備を整へた。集つて來た老人は實に百二十七人に上つた。杏坪は老人達を喜び迎へて親切にいたはり、若者は肴を運んだり、酒をあたゝめたり、給仕をしたり、いろ〳〵座を取持つて老人達をもてなした。老人達は、杏坪の好意と人々のいつもにない親切を非常に喜び、時の移るのも忘れて談笑した。若者は宴がはててから懇に老人達を助けてそれ〴〵家に歸らせた。それから後も杏坪は方々でかやうな會を催したので、さすがに人心の荒んでゐた此の地方にも敬老の風が興り、人情も敦厚に赴いた。

第七課　至誠

我等が父母に事へるにも君國のために盡くすにも、他人から強ひられてするのでなく、又私慾からするのでもなく、だゞ自分の良心の命ずるまゝにさうせずには居られないのが至誠である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に「心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれば何事も成るものぞかし」と仰せられてある。如何なる行爲も僞り飾らない至誠から出て、始めて眞の善といふことが出來る。至誠は實に萬善の基である。自分の修養の上にも他人と交る上にも人は常に至誠を以て一貫することが大

切である。

二宮尊德は三十六歳の時、小田原藩主の命を受けて、其の領分下野櫻町の復興の事に當つた。此の地の住民は遊惰放逸であつて、農事に勤めず、田畑は多くは荒廢してゐた。そこで尊德は櫻町に行つて、日々領内を巡り、住民の勤惰の有樣を察し、土地の肥瘠を調べて、大風暴雨にも盛暑極寒にも嘗て怠ることはなかつた。さうして農業を奬勵し、荒地を開拓させようとしたが、奸人共が住民をおだてて、いろ〳〵事を構へて仕

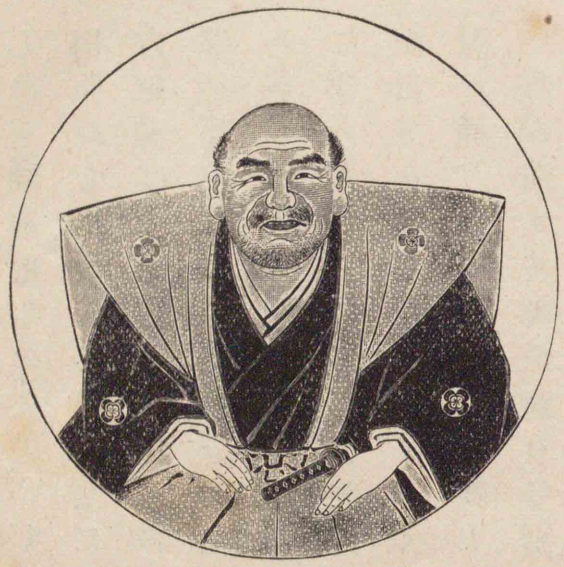

事の妨をした。しかし尊德はそれを罰しないで、諄々と道を諭し善を勸め、七年の久しい間、努めてやまなかつた。しかるに小田原から出張して事を共にしてゐた二三の役人は、尊德の仕方を喜ばず、上書して尊德のことを藩主に讒訴した。藩主は尊德を呼出して事情をきゝたゞしたが、尊德の誠意が更によくわかつたので、深く多年の苦勞を慰めた。尊德はつく〳〵思ふには「奸人が外にゐて復興の事業を妨げ、内に事を共にする者が自分を信じないのは、全く自分の誠が足らないためである。誠が通じさへすれば、成就しない事はないはずである。」と。そこで身を清めて神に祈り、益〻誠を盡くして事に當つた。それ以來民心も自然と一變して樸實の風が興り、荒地の開拓も數百町歩に達した。

領内に岸右衞門といふ者があつた。資産のある方の農夫であつたが、性質が至つて吝嗇で、其の上奸智に長けてゐた。初の間は尊德をあざけり罵つて、村民を歸服せしめないやうに努めた。しかし尊德は少しもそれをとがめず、誠意を以て敎へ導いたので、岸右衞門も次第に感化されて、數年の後には大いにみづから悔悟し、家財を賣つて百餘兩を得、それを以て窮民救恤の資として提供するに至つた。尊德の如き人は實に至誠を以て人を動かしたものといふべきである。

格言　至誠ニシテ動カサザル者ハ未ダコレ有ラザルナリ。

第八課　正直

或時、尊德は多くの人夫を雇つて、領内物井村の荒地を開いた。

人夫の中に、尊德の見てゐる時には、汗を流して一生懸命に働くが、尊德の居ない時には、なまけてばかりゐる者があつた。尊德は度々其の者の傍に行つて、働く樣子を見てゐたが、遂に陰日向のあることを看破し、聲をはげまして、「お前は人を欺かうとするのか。今自分がこゝに居ればさうして力一ぱい働くが、自分が去つたならば、きつとなまけるに違ひない。人の力には限がある。終日そんなに一生懸命に働いたら、一日できつとたふれるだらう。」と言つた。人夫は大いに驚いて、地上に平伏して罪を謝した。

又人夫の中に六十歳ばかりの老人があつて、終日こつ〳〵と木の根を掘つてゐた。或人が「少し休んではどうか。」と言ふと、老人は「年寄が若い者と同じやうに休むと、人並の仕事が出來な

高修兒一

い。」と言つて、少しも鍬の手を休めなかつた。開墾が終つてから、尊德は其の老人を呼んで、よく働いた褒美として金十五兩を與へた。老人は大いに驚いて「年をとつて人並の働の出來ない私が、人並の賃錢をいたゞくのさへ分に過ぎたことでございます。こんな御褒美をいたゞくわけがありません。」と言つて、其の金を戻さうとした。尊德はそれを諭して「いや辭退するには及ばない。自分は日々皆の働

高修兒一

く様子を見てゐたが、誰でも開き易い場所を選んで鍬を下して、其の開いた地面の多いのを見せようとしてゐる。それにお前は他人の嫌ふ木の根を掘つて終日怠らない。其のために働は目にたゝないが骨折は他人の倍である。それを他人と同じやうに視ることは自分には出來ない。聞けばお前は貧しいために他領からかせぎに來てゐるのださうである。それに見すもらへる賞金を道でないといつて辭退しようとまでする心の美しさは、とても他人の及ぶところでない。此の金は天がお前の正直を褒めて下し賜はつたものと思つて、持つて歸れ。」と言つたので、老人は涙を流してそれを受け、喜び勇んで故郷に歸つた。

人は正直でなければならない。正直な者は俯仰天地にはぢる

ところがないから、いつも心が穩やかである。しかるに不正直な者は自分の心の醜いのを隱さうとするために、いつも不安な心持を去ることが出來ない。そして其の不正直なことは、いつか現れずにはゐないのである。我等は常に言行が公明正大であるやうに努めることが大切である。知らないことははつきりと知らないと言ふがよい。それを知つたやうに言ふのは僞である。又話を殊更に面白くしようとして、事實を誇張して言ふのも宜しくない。殊に目前の利益のために、決して不正な行をするやうなことがあつてはならない。

商工業に最も大切なのは信用である。もし商工業者が正直でなく、うはべはよく見えて其の實は粗惡な物を造つたり、又見本と違つた品を賣つたりするときは、信用を失つて、取引をす

る者がなくなるであらう。殊に外國貿易に關してかりそめにも此のやうな行爲があると、本邦品の聲價をおとし、延いては國家の不利を來すことになる。

第九課　反省

人には何か特殊な性癖があり、又時に言行に過失があるのを免れないものである。もしそれを其のまゝ打棄てて置くと、其の性癖は增長し、過失は習慣となつて遂になほすことが出來ないやうになる。それ故、人格を修養するには、常に自分を振りかへつてみて、其の性癖の偏したところは矯め、言行の過つたところは改めて、一歩々々善に向つて進んで行かなければならない。

昔、孔子の弟子に曾子といふ賢人があつて、「吾、日に三たび吾が身を省みる。人の爲に謀りて忠ならざるか。朋友と交り言ひて信ならざるか。習はざるを傳ふるか。」と言つてゐる。又かのフランクリンは、毎夜寢る前に必ず其の日にした行を反省して善い習慣を造ることに努めたといふことである。古來すぐれた人は多くは反省によつてみづから修養に努めたものである。

廣瀨淡窓は豐後の人、咸宜園といふ家塾を開いて前後三千餘人の弟子を教育

した有名な學者である。淡窓は幼い時から學問を好み、十二三歳の頃にはもう一通り漢籍を讀み、詩文もよく出來た程の秀才であつたが、十五六歳以後はとかく病氣がちで、又自分の性行の上にもいろ〳〵缺點のあることに氣が附いたので、十八歳の時、反省によつて大いに心身の修養を積まうと志したが、其の實行はなか〳〵困難であつた。四十三歳の時、まだ當初の志を果さなかつたことを悔い、「自新錄」といふ一書を作つて、其の中にみづから戒むべきことを記し、之を机上に置いて、朝

萬善簿　自己未閏七月九日始　一名義欲考　一名医体編

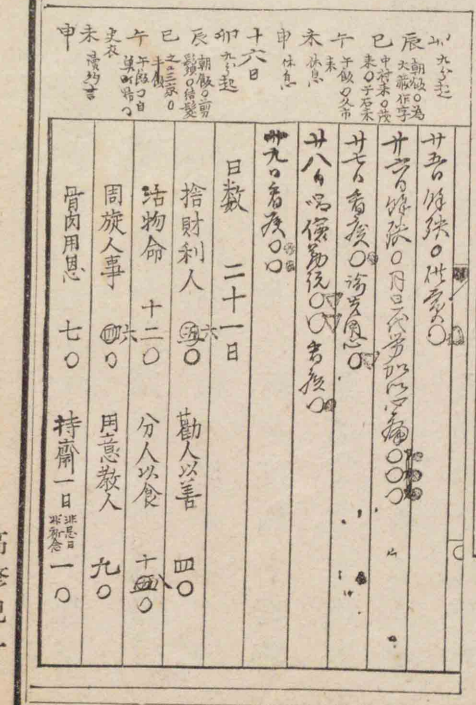

夕其の通り實行に努めた。しかしそれでもまだ滿足することが出來ず、遂に五十四歳になつて、もつと嚴しく反省するために、日々の行爲を必ず記錄に留めて、善行一萬に達するのを目あてに修養しようと心に誓つた。そこで「萬善簿」と題する帳簿を作り、其の日〳〵の言行を反省して、例へば人に善行を勸め、人の世話をし、氣を附けて人を敎へ、親類と親しむ等を善に數へ、過食・病氣・怒・殺生等を惡に數へて、善は白丸、惡は黑丸の記號によつて記入し、月末には其の功過を考査することにした。

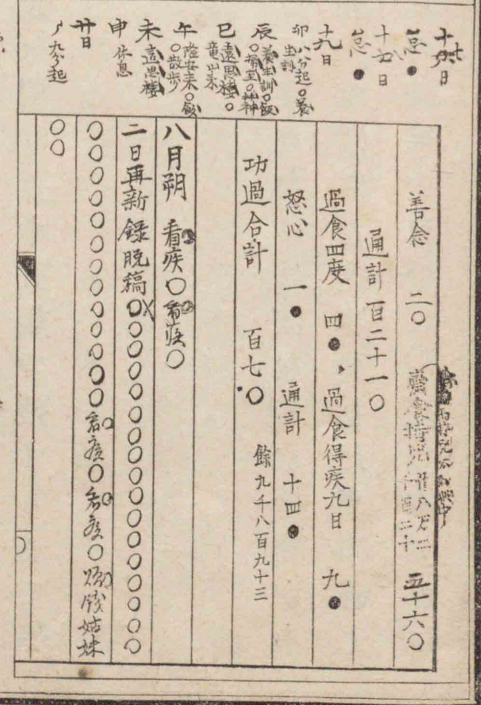

かやうにして怠らず善行を積んで、遂に十二年七箇月の後には、善の數から惡の數を差引いて殘の善の數が一萬を超えるまでになり、こゝに年來の望を遂げることが出來た。此の時、病身の淡窓も既に六十七歳の高齢に達し、其の人格も圓熟して來た。しかし淡窓は決して其のまゝ安んじてゐないで、再び同じ方法によつて反省の工夫を續け、七十五歳で歿するまで努めてやまなかつた。

第十課　責任

人は誰でも我が身に引受けて果さなければならない務がある。これらの務はどこまでもりつぱにし遂げ、又した事の善し惡しについてもあくまで其の結果を自分に引受けなければ

ならない。之を責任といふ。

郵便物が間違なく屆き、汽車・汽船で安全に旅行が出來るのは、通信・交通の業務に從事する人々が、それ〴〵自分の職務に責任を以て當るためである。社會は人々が皆責任を重んずることによつて成立つて行くのである。もし世の中の人が引受けた務を顧みず、又自分のした事について責を負はないといふ風であつたら、我等は互に他を信賴することが出來ず、安心して生活することは出來ない。大正天皇は國民精神作興に關する詔書の中に「責任ヲ重シ」と仰せられ、國家社會の幸福を進めるために責任を重んずべきことをお諭しになつた。

人は先づ自分の責任について自覺することが大切である。他人と約束したことは必ず守らなければならない。初から實行

の見込のないことを輕々しく約束するのは、責任を解しない者である。又自分の擔當した職務については深く責任を感じ、私を忘れ公に奉ずる精神を以て之に當らなければならない。なほ責任には健康を進め智德の修養をするやうな自分自身に關するものもあり、市町村の繁榮を圖るやうな他の人々と共同して負ふ一般の責任もある。これらの責任も決して忽にしてはならない。要するに自分の責任を自覺しない人は如何程才能があつても、人としての資格を缺くものといふべきである。

責任は時と場合によつて之を果すに緩急の別があるが、いやしくも自分の責任である以上は、困難に屈せず、利害に惑はず、りつぱに之を果す覺悟がなければならない。又自分の引受け

てした結果がうまく行かなかつた場合に、其の責を他人におしつけるやうなことをするのは、甚だ卑劣なことである。

吉良平治郎は大正十一年一月十九日の夜ふけ、北海道釧路郵便局から昆布森郵便局への郵便物遞送に從事し、折からの荒天を冒して出發した。兩局の間は四里ばかりの道であるが、途中で天候が一層險惡となり、遂に暴風雪となつた。雪には慣れてゐる平治郎もさすがに此の吹雪には困つたが、公の職務を思つて、背負つた郵便行囊に降りかゝる雪を打拂ひ〳〵進んで行つた。

平治郎が釧路から約三里を距てた字宿德内に通ずる坂路にさしかゝつた頃には、暴風雪はいよ〳〵烈しくなり、行く手は見えず、荷物は重し、其の上襲つて來る飢と身を切るやうな寒

さに耐へかねて、雪の中によろめき倒れた。しかし郵便物の大切であることを思ふと、又勇氣を振るつて起上り、僅かに寒さを防いでゐたズックの外套をぬいで、郵便物がぬれないやうに行囊を包み、さうして帶を裂いて其の上をしつかりとくゝつた。更に唯一の力としてたづさへて來た竹の杖を傍に立て、先端に手拭を結んで目じるしとした。それから救助を求めようとして、坂下の人家のある方を指して、深い雪の中を歩き出した。しかしものの一町も進まない中に、吹雪は全く彼を埋めてしまつた。

平治郎の行方不明の報が傳はると、附近の青年團員は、郵便局や警察署の人々を助け、手を分けて捜索に從事した。さうして深さ胸に達する積雪を踏分けて、非常な骨折の末、平治郎が目

じるしとして置いた竹の杖によつて、雪に蔽はれた行囊を先づ發見し、次いで凍死してゐた平治郎を發見することが出來た。局員が行囊を調べて見ると、少しも異狀なく、檢視に來た人も、青年團員も、平治郎が郵便物を大切にし細心の注意を拂つた跡をあり〳〵と認めて、其の職責を重んずる精神の厚いのに感激しない者はなかつた。

第十一課　勇氣

爲すべきことは必ず斷行し、爲すべからざることは決してしないといふ意志の力が卽ち勇氣である。誘惑を斥け私慾を抑へる克己の德、艱難を凌ぎ辛苦に耐へる忍耐の德、小成に安んじないで何事も進んでする進取の氣象、これらはいづれも勇

氣である。しかし頑固であり、剛情であるのは、如何にも勇氣であるやうに見えるが、それは正しいことにいさぎよく從ふことが出來ないのであるから、勇氣とはいへない。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に「軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接

るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ」と仰せられてある。此の勅諭は軍人に賜はつたものであるが、一般の國民もまた之を奉體して常に武勇を尙ぶべきである。明治二十七八年及び明治三十七八年の兩戰役の際、出征する子弟を送る父兄等が「家の事は心配するな。一心に御國のために盡くせ。」と勵ましたのも、よく尙武の精神を發揮したものといふべきである。

勇氣は戰時に於て大切であるばかりでなく、平時に於ても必要である。凡そ如何なる事に當り如何なる業務を執るにも勇氣がなくてはならない。我等が學業に勵み善良な習慣を造るにも勇氣がいる。或は攝生を守り身體を鍛錬するにも勇氣が

いる。又傳染病患者を治療する醫師にも、荒海に乘出す漁夫にも、勇氣がなければ其の業に從事することが出來ない。

つゞら折の道をたどり、時には岩根をよぢ、谷川を渡つて後、始めて高山の頂に達する。途中の困難に屈する者は、とても頂上の壯觀に接することは出來ない。何事を成すにも、先づしつかりと目的を立て、よく手段を考へた上で着手し、順序をおうて倦まずたゆまず進むことが大切である。途中で思ひがけない障碍に出會つて失敗することがあつても、これもまた一つの試練だと考へて、あくまでも自分の力を信じ、勇氣を鼓舞して進むがよい。かやうにして進んでやまなければ、いつかは目的の頂上に達することが出來る。

勇氣の多少は身體の強弱にもよるが、主として精神の修養如

何によるものである。眞の勇氣は、自分のすることが、目的に於ても手段に於ても道に合し、顧みて公明正大、少しも天地にはぢないといふ信念の下に生じて來るのである。それ故、眞の勇者とならうとするには、精神の修養が最も大切である。

格言　義ハ勇ニ因リテ行ハレ、勇ハ義ニ因リテ長ズ。

第十二課　進取の氣象

滔々たる大河の水は、夜も晝も流れ〳〵てやむ時がない。遠い古から人類の文明が進み進んで今日の發達を見、更に進んでやまない有樣は、かうもあらうと思はれる。

進み進んでやまないのは我が國民の意氣である。幾千年の國史の成跡を一貫してゐるものは、此の國民進取の氣象である。

大化の新政も明治の維新も皆此の氣象から生出されたのである。世界いづれの國にあつても、國運が隆昌に向つてゐる國は、其の國民に進取の氣象の盛でないものはない。

進まう〳〵とするのは少年に特有な氣持である。此の氣持があるから、少年の前途はのび〳〵として樂しいのである。しかし進むといつてもあてなしに進むのはよくない。必ず正しい目的を立て、又よく事情を考へて進むべきである。かやうにして前途にどんな障碍があらうとも、河水が巨岩を穿つて流れる勢で進まなければならぬ。小さな成功をしても決してそれに安んじないで、河水の流が一たん淵となるとも、更に早い瀨となつてほとばしるやうに、目的に向つて勇ましく進んで行かなければならない。

牛島謹爾は久留米在の舊い農家に生まれ、明治二十一年、二十五歳の時、志を立ててアメリカ合衆國に渡つた。

其の頃の渡米者は、大てい修學を目的とし、將來は日本に歸つて官途にでも就かうといふ者が多かつた。其の中で、謹爾はひとり田舍の農園に行き、馬鈴薯作りの名人といはれる人に從つて農事を習つた。さて、此の經驗をもとに自分の農園を經營したいと思つて、カリフォルニヤ州中部の或村で、六ヘクタールばかりの土地を借り、そこに馬鈴薯や豆などを作り始めた。元來此の地方

は、二つの大河が將に合流せんとする間にはさまれた廣大な沼地で、人をもかくす水草がぼう〳〵と生ひ茂り、中には野牛がすんでゐた程で、三十年來、白人が幾度か開拓を試みたが到底望がないと抛棄した土地であつた。謹爾はこゝに鍬を入れたのである。それより後は、毎年風害・水害等に遭はないことはないといつてもよいくらゐ。或は不作で幾日も南瓜ばかりを食つてゐたことがあり、又豐作を喜んでゐると一夜ですつかり作物を洗ひ流されたこともある。けれども失敗に遭ふ毎に其の勇氣は益〻加り、去年よりも今年、今年よりも來年と次第に手をひろげて、渡米の十年目には百五十ヘクタールの耕地を得、其の年始めて事業の基礎を確立することが出來た。謹爾はそれになほ滿足せず、益〻耕地をひろげ、主として馬鈴薯の栽培

を爲し、或は天災により或は財界の影響によつてしば〳〵つまづいたけれども、不撓不屈よく萬難を排して、遂に土地を開拓すること四萬ヘクタールに及び、洪水の憂を除き、地方の開發を促した。さうして馬鈴薯の産額は年百萬俵に上り、カリフオルニヤ州の馬鈴薯の年産額の三割以上を其の農園で占め、州の市場を左右するまでになつた。かやうにして謹爾の産業上の功績はあまねくかの地の人に認められ「馬鈴薯王」と稱せられるに至つた。

謹爾が巨富を作つた後、錦をきて故郷に隱退することを勸める人もあつたが、「それはびく一ぱいに小魚を釣つて滿足するやうなものだ。自分は願はくは幽谷の熊を捕へたい。」と言つて從はなかつた。晩年には、更にメキシコや南米に發展の新天地

を求めて居つたが、其の計畫の實現を見ない中、大正十五年、六十三歳で病にたふれて、かの地の土となつた。

スタンフォード大學のジョルダン名譽總長は彼の死をいたんで「君は多年カリフォルニヤ州に於ける最も信用あり且尊敬せられた實業家の一人であつた。君は十五年間在米日本人會長として活動したが、附近の日本人間に於けると同樣に、米國人間にもなか〳〵勢力があつた。君は事業に關する契約については證書を用ひなかつたけれども、決して其の信用を毀損することがなかつたさうだ。」と言つた。謹爾は多年日米兩國親善のために力を盡くし、功を以て勳四等に敍し、旭日小綬章を授けられた。

第十三課　身體

我等が智德を修養するにも、又將來、家を治め、進んで國家社會のために盡くすにも、身體の健康が必要である。殊に繁劇な今日の時世に處して事を成し遂げるには、いろ〳〵めんだうな仕事に堪へる體力と、年をとつても容易に衰へない元氣が必要である。此の點で我が國民は歐米人に比べると幾分劣つてゐるといはれてゐる。我等は單に自分のためばかりでなく、我が國運の發展のためにも、身體の强健を圖らなければならない。又我が子孫のため、我が民族の將來のためにも、我等は先づ自分の健康をよくして、優秀な體質を傳へるやうにしなければならない。

精神と身體とは極めて密接な關係がある。身體が健康である

と、精神の働を十分に發揮することが出來るが、健康を害すると、氣が弱くなつたり、心が僻んだりして、何事も元氣よく出來ず、又愉快に人と交ることも出來ない。しかし又心の持ちやう次第で、身體の健康を圖ることが出來る。例へば心を正直に持つときは、何等心にやましいところがないから、身體の健康によい。私慾を抑へて克己の習慣を造ると、病に侵されるすきがない。

身體を健康にするには、常に衞生の心得を守るのが第一である。

身體・衣服及び住居を清潔にすることは極めて大切である。身體が清潔であれば、健康を保つに益があるばかりでなく、氣分を爽快にする。之に反して、身體が不潔であると、病氣にかゝり

易いばかりでなく、他人に不快を感じさせ、結局自分の品位までも傷つけることになる。毎朝、顏を洗ひ、口を漱ぎ、齒を磨き、入浴するときはよく全身を洗ふがよい。衣服はよく洗濯をして垢のつかないものを着、住居は掃除を十分にするがよい。

新鮮な空氣と日光は、健康に極めて必要であるから、努めて空氣の新鮮な日當りのよい處に出るがよい。又室內の通氣をよくし、衣服・寢具等を時々日光にさらすことも必要である。

飲食は身體榮養の本であるが、飲食のために健康を害せられることもあるから、よく注意しなければならない。食物はすべて新鮮な物をとり、不熟の物や腐敗しかけた物は、決して飲食してはならない。又みだりに食物の好き嫌ひをし、好きな物だけを過食するのは宜しくない。飲酒は心身に害がある。酒を多

量に飲むと、いはゆるアルコール中毒を起し、身體の諸部を傷ひ、病にかゝり易い性質を造り、病の經過を長くし、壽命をも短くする。又作業の能力を減じ、德性を傷ひ、過失や犯罪に陷ることが多い。飲酒の害は、自分一身に止らないで、遠く子孫にまでも及び、遂に國家社會の衰運を招くやうになる。喫煙の害も飲酒に次いで大きいものである。酒・煙草は、初は嫌ひでも、のみならふとだん〳〵多くのむやうになり易く、又一度くせになると、なか〳〵やめにくゝ、知らず知らずの間に大害を被るのである。飲酒・喫煙の害は、心身のまだ十分に發育しない者に殊に甚だしい。それ故未成年者は決して之をのんではならない。法律で未成年者の飲酒・喫煙を禁じてあるのもこれがためである。なほ成年となつても、かや

うな悪い習慣をつけないやうに慎まなければならない。

身體を強健にするには、努めて之を鍛錬することが大切である。寒いからとてみだりに火にあたり、厚着をし、或は襟巻を用ひ、又暑さを恐れて運動を怠るやうでは、身體を弱くする。年少の時から寒暑に耐へるやうに漸次に身體を慣すことに心掛けなければならない。冷水摩擦や深呼吸をするのもよい。又常に姿勢を正しくし、元氣よく體操や遊戯をし、遠足・登山・水泳・スキー等、土地や季節に適した運動をして身體を鍛錬するのは、強健な身體を造るに極めて有益である。

健康を進めるには生活の規律を保つことが大切である。食事や寢起きの時刻を正しくし、夜は早く寢て十分に眠り、朝は早く起床する習慣を造るがよい。身體は、適度に働かせるとよく

發育するが、運動が不足したり、又過度であつたりすると、發育が十分でない。それ故、鍛錬にも規律を正しくし、適度の休養をするがよい。

身體の健康であると否とは人の生まれつきにもよるが、生まれつき虚弱な人でも、精神を修養して生活の規律を守り、攝生に注意し、身體の鍛錬に努めるときは、健康を進めて強壯の人となることが出來る。強壯な人でもそれらの注意を怠ると、健康を害して虚弱の人となる。かの貝原益軒や伴信友のやうな人は、平生身體を健康にすることに努めて長壽を保つた人の適例である。

格言　健全ナル精神ハ健全ナル身體ニ宿ル。

第十四課　職業

世間の人々が働いてゐる有樣を見ると、田畑に出て耕す者もあれば、山林に入つて木を伐る者もある。或は工場で槌をふるふ者もあれば、商店で品物をあきなふ者もある。其の他會社・銀行・病院等で、人々は毎日せつせと働いて居る。どうして人はそんなに働くのであらう。それは、一方から見れば、一身一家の生活に必要な收入を得ると共に自分の能力を發揮するためである。人は誰でも何等かの能力があれば、働かずには居られない性質を持つてゐて、働いて自分の仕事を成し遂げると同時に、其の能力を發揮することに滿足を覺えるものである。秋の豐穰は農家にとつて收穫の喜であるばかりでなく、勤勞のみのりとしての喜である。又品物の製作は工業家に利益の喜を

與へると共に、製品完成の滿足を與へる。

しかし人々が働くのは自分のためばかりではない。人は皆自分の得意とする仕事に勵みながら、互に助け合つて社會奉仕の大切な本分を盡くしてゐる。これは自分が如何に世の人の助を受けてゐるかを注意すればわかる。人が生活するには直接衣食住に要する物を始として、其の他いろ〳〵の物が必要である。食物についていへば、米・麥や野菜もいれば、味噌・醬油もいる。又肉類・塩・砂糖などいろ〳〵の物がいるが、これらの物が作られて家々の臺所に運ばれるまでには、實に多くの人の働を要する。衣服にしても住居にしても同樣に多くの人手がかかつてゐる。其の他書籍とか、新聞紙とか、醫藥とか、道路・自動車・汽車・汽船等、數へ上げれば際限もない程世の人の助を受けて

ゐる。これらのものをすべて自分一人の力で作り出さうとしても、到底出來るものではない。そこで人は他の人々の助を受ける代りに、自分の得意とする仕事に勵んで、互に助け合つて社會生活を營んでゐるのである。

かやうに人は職業に從事して一身一家の收入を得、又自分の性能を發揮すると同時に、互に助け合つて國家社會の繁榮を圖ることが出來る。それ故、人は誰でも相當の年齢になつたら、一定の職業をもたなければならない。

職業を選ぶことは、人の一生にとつて、極めて重大な事柄である。もし其の選擇を誤つたならば、一身一家の不幸であるばかりでなく、やがては世の損失である。それ故、人は自分に最も適した職業を選ぶことが大切である。

「好きこそ物の上手なれ。」といふ諺もある通り、自分の好む職業を選ぶがよい。しかしそれが自分の性能に適してゐなかつたら、仕事の上達は期し得られるものでない。そこで職業を選ぶには、自分の望む職業が心身の能力や性質に適するかどうかをよく確めなければならない。次に考ふべきは境遇である。人によつて其の境遇はいろ〳〵に異なつてゐるから、それ〴〵家の事情に應じて職業をきめる必要がある。父祖傳來の職業のある家に生まれ、其の家を繼ぐ者は、なるべく家業を繼いで改めないがよい。又職業によつては、之に從事するのに相當の資本を要したり、或は特別の資格を要したりするから、それが得られるかどうかといふことも、豫め考へて置かなければならない。

なほ、職業を選ぶに當つては、種々の職業の性質と社會の需要を考へ、國家社會の健全な發展に貢獻し得ることを標準とすべきである。

かやうに職業を選ぶには、いろ〳〵の方面にわたつて十分に考慮しなければならないから、父兄とよく相談して其の意見や希望を聞き、又先生・先輩等の指導を受けることが大切である。さうして一たんきめた職業は決して輕々しく改めないやうにしなければならない。

自分の職業は之を愛し、常に愉快に之に從事することを要する。さうすれば、仕事に自然に興味が湧き、其の業に熟達することが出來る。しかし毎日同樣の仕事を繰返す中にあきが來たり、又は困難な事に出會つて苦しんだりすると、自分の職業が

いやになつて、他人の職業を羨ましく思ふことがある。どんな職業でも、外からは樂に見えても、皆それ相應に苦勞のあるものであるから、決して自分の職業をつまらないと思つてはならない。元來職業に從事する者が、みづから慰められ、又世人からも尊敬せられると否とは、其の執るところの職業の種類如何によるよりも、むしろ其の人の精神の正しいかどうかといふことによるものである。それ故、人々は自分の精神を正しくして、專心其の職業に從事し、以てこれが進歩を圖らなければならない。

第十五課　勤勉

世の中に心身を働かせずに出來る事は一つもない。何事も勤

勉によつて成り、怠惰によつて敗れるものである。とりわけ職業に從事するには、勤勉であることが大切である。如何程才能があつても、安逸を貪つて心身を勞することを嫌ふ者は、結局職業に失敗し、之に反してすぐれた才能はなくても、忠實に骨身を惜しまず働く者は、必ず成功する。勤勉は幸福の母であつて、家は家族の勤勉によつて興り、國は國民の勤勉によつて榮える。

昔、伊勢屋吉兵衞といふ商人があつた。幼名を吉松といひ、十一歲の時、商人にならうと志を立てて、三人連で近江からはるばる江戸へ出て來て、麹商伊勢屋彦四郎の家にたどり着いた。他の二人は直ぐ草鞋をぬぎ捨て足を洗つてさつさと上つたが、吉松はぬいだ草鞋の土を洗ひ落し、垣にかけて置いて、それか

ら足を洗つて上り、丁寧に主人に挨拶した。彦四郎は之を見て、將來見込のある若者だと思つた。

此の家には二十餘人の若者が雇はれてゐたが、吉松は皆にすぐれてよく働いた。毎朝他の若者がまだ起きない中に、一度遠方へ麴を賣りに行つて歸り、それからまた他の者と同じやうに近邊を賣歩いたから、賣上高がいつも他の者の倍以上もあつた。夕方には若者がめい〳〵米一臼づつ搗いて仕事を終へ、其の後は皆勝手に遊びに出たが、吉松はいつも居殘つて他の者の搗いた米の跡始末などをした。かやうに一生懸命に働いてゐる中に吉松はいつしか十八歳になつた。

彦四郎は吉松の勤めぶりに感心して、一度其の心底を確めた上で、大いに取立てようと考へた。或朝、吉松はあきなひが多く

て他の者よりも後れて歸つて來た。まだ朝飯も食はないのに、彦四郎は吉松に「水一荷汲んで來い。」といひつけた。吉松は勢よく水桶をかついで行つて一荷汲んで歸ると、主人は「もう一荷汲んで來い。」といひつけた。此の時、他の者は皆もう飯をすましてゐるのに、主人は其の者等にはいひつけずに、どうして自分ばかりに汲ませるのだらうと吉松は不審に思つた。が、もとより骨惜しみしない吉松のことであるから、言はれるまゝにまた出かけて汲んで來た。すると主人は「ついでにもう一荷汲んで來い。」と三たびいひつけた。井戸はかなり遠くにあつた。吉松は、今は腹はへり足は疲れて一歩も踏出せないやうであつたが、主人のいひつけを大事に思つて、やつとのことでまた一荷かついで歸つた。彦四郎は之を見て大いに喜び、吉松を自分の

前に呼寄せて、新しい衣服を取出して着かへさせ、「さぞ腹がへつて疲れたらう、自分もまだ飯を食べずに待つてゐた。」と言つて、吉松に鯛の燒物などの料理を與へて一しよに食事をさせた。それから彦四郎は若者一同を呼集めて、「今日から吉松は吉兵衛と改名させ、番頭を申しつける。それを不服に思ふ者には暇をやつても宜しい。」と言渡した。吉兵衛は其の後十餘年間少しも變りなく誠實に勤めた。そこで彦四郎は、家屋敷を買求め、資本を出して、吉兵衛に大きな吳服店を經營させたが、これも大いに繁昌した。

後、彦四郎は死ぬ時、吉兵衛が日頃の勤勉に報いるために、其の吳服店をすつかり吉兵衛に讓り與へた。それから吉兵衛は益〻家業に勵み、店はいよ〳〵繁昌した。後に其の家から出て伊勢

屋を名のるものが五十三軒にも及んだといふことである。

精出せばこほる間もなし水車

第十六課　自立自營

雛鳥も、時が來ると親鳥の溫い懷を離れ、けなげにもひとり餌を求めて、はてもない大空の中を飛ぶ。人と生まれながらいつまでも親や他人にたよつて居るのは、此の上もない恥である。誰でも相當の年齢になれば、皆職業に就き、是非とも自分の勤勞によつて生活をする決心がなければならない。算術の問題一つ解くにも、圖畫を一枚かくにも、自分一人の力で成し遂げると非常に愉快なものである。まして自分の働で、りつぱに業務を執ることが出來たら、どれ程愉快なことであらう。

自立自營の人となるには、幼少の時から心掛けて、自分の力で出來る事は、すべて人にたよらずにする習慣をつけなければならぬ。身のまはりの始末から課業の豫習・復習まで、よし十分には出來なくとも、自分でする習慣をつけると、何事をするにも自信がつき、初は力に餘つた事でも、いつの間にか容易に出來るやうになつて、人の力を借りたのでは、却つて滿足が出來なくなる。之に反して自分ですれば出來る事でも人に助けてもらつてゐると、いつとなく依賴心が起り、成長の後も人並の事が出來ず、遂には人にたよらなくては何事も出來ない意氣地なしの人間になつてしまふ。常に人手を借り得る境遇の者でも、努めて自分でする習慣を養はなければならない。

我等はさきに高田善右衞門やフランクリンが、他人にたよら

ず自分の力で業務を成し遂げた話を學んだ。古からりつぱに業務を成し遂げた人は、すべて他人に依賴せずみづから勤勉努力した人である。

自立自營の精神は其の人個人にとつて大切であるばかりではなく、市町村や國の一員としても大切である。市町村や國にあつて人々が皆自立自營の精神に富み各自の業務に勤勉であれば、やがて其の市町村は繁榮し、其の國は隆昌に向ふ。自分一身を處する力もない者が如何程市町村や國のために盡くさうとしても、其の實の擧るはずがないからである。

自立自營はみだりに他人にたよらないことには相違ないが、といつて何も孤立することではない。又自分の力で事を成し遂げることではあるが、自分の利益ばかりを圖ることではも

ちろんない。自立自營の精神は實に共同の精神と相伴なつて國家社會の基礎を堅實ならしめるものである。

第十七課　質素

人は常に質素を旨とし、無益の消費をはぶいて他日の有用な費途に備へる心掛が大切である。此の心掛のない者は一朝思ひがけない事に出會ふと、忽ち生活に困つて救助を他人に仰がなければならないやうになる。甚だしきは、窮した餘りに不正な事をして、其のために一生を誤ることさへある。よしそれ程のことはなくても、世間の交際の道にはづれ、子女の教育も思ふまゝに出來なくなる。それ故平素各自の分に應じて費用を節し、郵便貯金・銀行預金などによつて、貯蓄をすることが肝

要である。

一國の隆昌は其の國の富に待つことが大であつて、國富は主として國民各自の勤儉力行の結果である。大海の水も一滴から成る。多くの人が皆心をあはせて無用の費をはぶけば、一人では僅かの節約でも、それを集めると驚くべき金額となる。例へば、我が國民の總數を九千萬人とし、各人が一日に一錢づつの節約をすると、一日の總額九十萬圓、一箇年には三億二千八百五十萬圓の巨額に達することになる。それを國に必要な事業に用ひると、國運の隆昌に資することは誠に少くない。我が國の富を英・米等の諸國に比較して見ると、殘念ながら甚だしく劣つてゐる。我が國民は常に質素を旨として、一層國富の增進に努め、益、國運の發展を圖ることが大切である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陷りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり」と仰せられてある。此の勅諭は軍人に賜はつたものであるが、一般の臣民もまた之を奉體して質實剛健の精神を養ふべきである。かやうに質素を旨とするのは産を治めるに大切であるばかりでなく、又己を修めるに大切な道であるから、富んだ人でも貧しい人でも、質素にするのは誠に人の美德と稱すべきである。

質素はたゞ一時之に努めるだけでは不十分である。日常之を旨として習慣としなければならない。又自己の衣食住につい

て質素を旨とするばかりでなく、共同生活に於ても互に奢侈を戒め濫費を慎むやうに心掛けることが大切である。

金原明善は靜岡縣の人、天保三年、天龍川のほとり和田村に生まれ、大正十二年、九十二歳の高齡を以て歿した。終生勤儉力行、己を忘れて人のために圖り、天龍川の治水を始め幾多公益の事業に力を盡くして、其の功績が頗る顯著であつた。

明善は相應の資産を有し、獨力で銀行をも經營する程であつたが、常に粗食に甘んじ綿服をまとひ、專心業務に勵んで少し

も倦まなかつた。又どんな物でも決して粗末にせず、狀袋は反古でみづから作つたものを用ひた。手拭が古くなつてもそれを捨てないで、きれいな部分は繼合はせて用ひ、きたない部分は雑巾にして使つた。

明善は外に出る時は、粗末な下駄をはいて、徒歩で行くのを常としてゐた。又遠方へ行く時は汽車に乘つたが、それも必ず三等車に乘つた。嘗て岐阜縣知事から、治水・植林の事について其の意見を聞くために招聘されたことがあつた。縣の有志の人達は岐阜驛まで出迎へて、一二等車の方ばかりに目をつけてゐたが、降りた客は皆外へ出てしまつても、一向其の人らしい姿が見えない。一同「どうしたのであらう、一汽車後れたのか。」などと言つて次の汽車を待つてゐると、縣廳から「金原さんが只

今見えたから直ぐ來てもらひたい。」と電話がかゝつたので、一同は互に顔を見合はせた。見附からなかつたのももつともで、明善は木綿の着物に股引をつけ、草鞋をはいた質素なみなりで、三等車から降りて徒歩で縣廳へ行つたのである。

明善は常に人を戒めて、「衣食住は其の華美を望むときは際限のないものであるから、みづから制限して足ることを知れば一生の幸福といふべきである。制限の工夫には先づ目をつぶつて世の衣食住に窮して居る人々の身の上を思ふがよい。同胞の中にかやうな者が多いことを考へれば、自分の榮耀が却つて恥づかしくなる。」と言つた。

第十八課　規律

我等の生活には規律が大切である。世の進歩に伴なつて物事が益複雑になればなる程、規律を守らないと何事も滿足には出來ない。

本居宣長が「どんな物でも、それを搜す時のことを思つたならば、しまふ時に氣を附けなければならない。入れる時に少しのめんだうはあつても、いりようの時に早く出せる方が宜しい。」と家人を戒めてゐる通り、何でも常々しまふ所を一定して、よく整頓して置かなければならない。物の入れ場所が一定してゐなかつたり又入れ方が亂雜であると、いる物を搜し出すのに心を勞するばかりでなく、用事がはかどらず、人にまで迷惑をかけるに至ることがある。

すべき仕事を一定の時にしてしまへば、仕事の結果が明らかに見えて心に勵みがつき、仕事の能率は增進する。之に反してすべき仕事をすべき時に片付けないで置くと、後から〳〵仕事がつかへて來て、手の着けやうがなくなり、心ではあせりながら仕事は一向はかどらない。日常生活にも時刻を定め順序を立てることが必要である。毎日一定の時刻に起臥し、飲食・勉學・仕事・休息等もそれ〴〵時を定めて行ふがよい。又一年中のすべき事は大體きめて置いて、前からそれ〴〵用意を怠らないやうにし、特に忙しい時は用事を書留めて置いて、一つ〳〵果さないと、とんだ手落が出來て困ることがある。

常に事物の整頓に注意をし、時刻のきまりを正しく守るのは、規律ある生活をするのに最も大切なことである。殊に今日のやうに、どんな職業でも其の仕事の能率をなるべく高くする

必要に迫られてゐる時勢では、規律を守ることが大切なことは一層痛切に感ぜられる。なほ現今の共同事業は一般に分業によつて行はれ、又其の關係が複雜微妙になつてゐる。かやうに組織だつた事業を圓滿に成し遂げるには、之に當る人々の間に規律を守る心掛がなければならない。

規律を守るには不斷の努力がいる。些細な事に骨惜しみをして、せつかく出來かゝつた規律の習慣を破るやうなことがあつてはならない。困難な事でも努力してゐると、後には容易に實行することが出來るやうになる。かやうにして規律正しい生活をして居ると、いつも精神が晴々として身體は元氣に充ち、仕事はよくはかどつて、常に何事にも備へる餘裕が出來る。さうして一身一家の幸福が得られ、延いては國家社會の繁榮

を期待することが出來る。

第十九課　禮儀

儀式や集會に列席する時はもちろん、日常の生活に於ても、我等の言語・擧動・容儀・服裝について皆それ〴〵守るべき禮儀がある。禮儀は我等の內にある恭敬の心を外に表すものである。恭敬の心が內になくて、たゞ外面ばかりを修飾するのは虛禮であり、內に恭敬の心があつても、それを正しく外に表さないのは禮を缺くものである。人の品位は禮儀によつて保たれるものである。野卑な言葉をつかひ、粗暴な擧動をすれば、自己の品位を傷つけ、人からは爪はじきされる。之に反して、常に禮儀を守れば、自己の品位を高め、人からも尊敬を受ける。

禮儀を重んずるのは、又他人の人格を重んずるわけである。自分勝手のことをしたり、高慢な振舞をすれば、人の感情を害し、延いては社會の平和をも損ふやうになる。人々が常に禮儀を守つて自己の品位を保つと共に、他人の人格を重んずれば、社會の風儀も隨つて善くなり、秩序も正しく保たれて、社會の品位がおのづから高くなる。一國の文明の程度も、其の國民の禮儀を重んずる程度によつて判斷せられる場合が多い。我等が禮儀を守るのは、大にしては社會の品位、國家の體面を保つことになるのである。

祭祀・婚禮・葬儀等は大切な儀式であるから、それに列席する者は、言語・擧動を愼み、服裝等にも注意して、禮儀の本旨に背かないやうにしなければならない。祭祀に當つては、少しでも敬意

を失はないやうに心掛けることが大切である。又婚禮の席で不祥なことを言ひ、葬儀に會して談笑するなどは、極めて無禮であるから、愼まなければならない。

人から招待を受けたり又は集會に出ることを約束したりした場合には、其の時刻を正確に守るべきである。又集會の席上で、人と耳語するなども、無禮な擧動である。其の他多數の人が集る場所では、言語・擧動を愼み、又互に讓り合つて、人に迷惑をかけないやうに心掛くべきである。

禮儀は相手によつて其の趣を異にすべき場合がある。長上に對して同輩と同じやうにするのは、禮に背くものである。又同輩に對してはそれ相當の禮を用ひ、目下の者に對しても禮儀をおろそかにしてはならない。

禮儀は幼少の時から之を守る習慣をつけることが大切である。成長の後、急に之を正しくしようとしてもなか〳〵むづかしいものである。禮儀を守るのを窮屈なことのやうに思ふのは、多くは常に之をおろそかにしてゐたためである。上品で奥ゆかしい人は、幼少の時から禮儀を守り、それに習熟した結果、おのづから身に品位の備つたものである。

第二十課　公德

我等は知つてゐる人と知らない人との區別なく誰にでも迷惑をかけないやうにし、一般の幸福を增すやうに圖らなければならない。かやうに人が公衆の一人として公衆のためを考へて行動するのが公德である。

左側通行が十分に行はれたら、こみあふ場所でも安心して通行が出來る。又道路・公園等が清潔に保たれて、ガラスの破片や紙屑などが散らばつてゐるやうなことがなかつたら、誰でも氣持よく感ずるであらう。又公衆のために衞生の心得が十分に守られたら、忌むべき傳染病の流行を防ぐことが出來よう。人々がめい〳〵心掛けて公德を守れば、社會はだん〳〵住心地のよい所になる。之に反して、集會の時刻通りに出席してもまだ人が集らず、電車・汽車等に乘つても座席を廣く取られ、又旅館に泊つても夜晩くまで隣室で騷がれるといふやうに、一般に公德が守られなかつたら、人々は互に不便を感じ、社會は不愉快な所になるに違ひない。考へてみると、我等も學校の往き還りに、友達同志が廣くもない路を一ぱいに列んで歩いて、

知らず〳〵往來を妨げるやうなこともある。今からは一層公德を守つて、公衆の迷惑とならないやうに心掛けよう。

古來我が國には、親類・知友相親しみ、隣近所相助ける美風がある。四海同胞の考さへ早くからあつたが、實際には、見知らぬ人となることとかく之を冷やかな眼で見る傾があつた。これは見知らぬ人と自分とが關係のあることを覺らず、人々が公共の生活に慣れなかつたためである。自分とは何の關係もないやうに見えるあかの他人でも、實は皆共同一體の生活を爲してゐるのである。例へば路で行遇ふ人でも、電車や汽車に乘合はせた人でも、同じ市町村に住む人であり、さうでなくても廣く見れば同じ我が國民であつて、等しく公共の交通機關を利用してゐる者である。それ故我等は互に思ひやつて公德を守り、

我が國の社會を益りつばにするやうに努めよう。

公德を守るには、自分が公衆の一人として公衆の中にあることを常に念頭に置き、何人にも好意と禮儀を以て接し、決して勝手氣まゝな振舞をしてはならない。又社會の風習を重んじ、自分の苦痛・不便は忍んでも、世の人の苦痛・不便を少くするやうに心掛けることが大切である。近來公園・圖書館・公會堂等が多く設けられ、其の他交通上の施設等公衆の用に供するものが增して來た。我等は十分之を利用すべきであるが、誤つて他人の利用を妨げ、或は不快の念を與へるやうなことがあつてはならない。

第二十一課　公正

我等は他の人々と共同生活をするものであるから、互に自己の分を守つて、他人に害を及してはならない。もし過を爲して他人に害を及したときは、それを償ふやうに心掛けることが大切である。

人には強い者も弱い者もある。又智のすぐれた者も愚かな者もある。もし強い者が弱い者を苦しめ、智のすぐれた者が愚かな者を虐げるやうなことがあると、人々は安心して生活することは出來なくなる。又人は團體で事を爲すに當つては、やゝもすると、多數の力をたのみ、他に害を及してもそれを過と思はず、過と思つてもそれを償はうとしないことがある。もし團體の行動に於て不正が行はれたら、社會に不安と爭鬪の絶えることはあるまい。それ故、國家は法律を設けて、社會の秩序を

維持し、各人の權利を保護し、人々に平和な生活をさせるやうにしてゐる。法律は、かやうに全く公正の精神に基づいて設けられたのであるから、我等は常に法律を重んじなければならない。

人の身體・生命は極めて大切なものであるから、之を尊重しなければならない。法律が他人の身體・生命に危害を與へる者を重く罰するのはこれがためである。他人の暴行に對しては、危急の場合はやむを得ずみづから防衛しなければならぬこともあるが、平常の場合には、相當の手續を盡くし、法律の制裁を求むべきである。決して私に報復してはならない。

他人の財産は之を重んじなければならない。些細な物でも他人の所有に屬する物は、決してそれを侵してはならない。又他

人から金錢・物品を借りたときは、期限に後れずにそれを返濟せねばならぬ。又他人から借りた物は丁寧に用ひ、預つた物も大切に保管すべきである。もし借りた物、預つた物を損じた場合には、相當にそれを償はなければならない。

自分の名譽を重んずるやうに、他人の名譽を重んじなければならない。人をそしり、人を中傷し、又人の過失をあばくなどは、他人の身體・財産を害すると同じやうに大きな罪惡であるから、決してかやうな行をしてはならない。

法律は社會の安寧秩序を害しない範圍で、個人の言論の自由、住居の自由などを認めてゐる。故に我等は常に社會公衆の幸福を念として、自己の自由を重んずると共に、他人の自由をも重んじなければならない。

我等は常に法律を重んじて、公正を守るべきであるが、法律の設のない場合でも道理を本とし良心に省みて常に公正を守り、互に他の人に害を及さないやうにしなければならない。

リンカーンは西暦千八百九年、アメリカ合衆國の片田舍の貧しい家に生まれた。少年の頃から、父を助けて野山に出て、土地の開拓に從事して忠實に働く傍ら、非常に苦心して學問に勵んだ。成長の後は、商業に從事し、或は郵便事務を執り、測量の事に當り、又は辯護士などをして、生活のためにあらゆる辛苦を嘗めた。しかしいつも正直を旨

とし、人のために盡くしたので、世人の信用を得、初は州會議員に選ばれ、後には遂にアメリカ合衆國の大統領に推された。

リンカーンが辯護士をして居た頃、或日、貧しい寡婦に六百ドルの金を請求するために、訴訟を起すことを彼に依頼する者があつた。リンカーンは詳しい話を聽取つた後、「此の事件はあなたの方が間違つてゐるやうですから、お氣の毒ですが、お引受けすることは出來ません。」とことわつた。其の人は更に、「あなたにお賴みすれば、きつと此の訴訟に勝てますから、どうかお引受け下さい。報酬は十分に致します。」と懇願した。リンカーンは容を正して、「いくら報酬をいたゞいても間違つた事の辯護は私にはどうしても出來ません。殊に貧しい寡婦には六人の子供があるさうですが、たとひ訴訟に勝つても、それらの人を

悲境に陷れるのは人の道にもとり、誠に忍びないところです。」と言つて斷然拒絶した。

第二十二課　寛容

リンカーンは親切で公正な辯護士として、次第に其の名を人に知られて來た。或時、農具を發明した人が、其の特許權を一商人から侵害せられたといふので、訴訟を起したことがあつた。原告の側は當時有名な辯護士二三名に其の辯護を依賴した。被告の方では之をリンカーンに依賴した。リンカーンは事件の内容をよく研究し、十分辯護の準備を整へ、自信を以て裁判所のある町へ行つた。ところが被告は、相手の辯護士が有名な人々であるのと、事の利害が大きいので、リンカーンのやうな

田舍の辯護士に依頼したばかりでは心もとないと思つて、其の頃評判の高いスタントンといふ辯護士にも依頼してゐた。スタントンは才能のすぐれた人であつたが、至つて傲慢で、風采の揚らないリンカーンを見て、「あんな男に何が出來るものか。」と心中大いに輕蔑してゐた。裁判の始る時になつて、スタントンは大ぜいの前で、「あの田舍辯護士を見よ。着てゐる上衣は垢で汚れて、背中には所まだらに汗が浸みて、まるで地圖を描いたやうだ。自分はあんな男と同席する程なら、斷然依頼をことわる。」と罵つて、リンカーンを排斥し、遂に辯護をさせなかつた。リンカーンはせつかくの苦心も水の泡となり、耐へ難い侮辱を忍んで歸つて行つた。

リンカーンが國民の重望を擔つて、アメリカ合衆國の大統領

となつたのは、それから四年の後であつた。リンカーンはさきの侮辱も怨恨も打忘れ、スタントンの材幹を認めて、政府の重職に擧げ用ひ、共に國家の大事に當つた。

人は己を持すること嚴に、人を待つこと寛でなければならない。他人の言行が意に滿たないことがあるからとて、みだりに怒つてはならない。もし怒にまかせて人と爭ふときは、後になつて悔いることが多い。古人の語に「堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ。」とあるのは、味はふべき教訓である。

人々の天性が異なつてゐるのは、ちやうど其の顔がめい〳〵異なつてゐるやうなものである。又經驗・閲歴とても、同じである者は少い。隨つて、他人の思想・行動が自分と一致しないことがあるのもやむを得ないことである。もしそれが一致しない

からとて、事毎に人と衝突すると、何事も人と共同してすることが出來ず、遂には孤立しなければならないやうになるであらう。人々が寛大でよく人を容れると、無益の爭がなくなつて、世の平和を保つことが出來る。寛容はひとり一身のためばかりでなく、又實に社會の幸福を致すに大切な道である。

人は誰でも多少の缺點のない者はない。其の缺點を見て人を棄てると、到底交るべき人はないやうになる。古人の言にも「連抱の大木に數尺の朽ちたる所ありとて、良工は之を棄てず。」とある。我等は他人の長所を認めて其の人と交り、互に裨益する心掛が必要である。又過は誰にもあることである。人の過をとがめて怒り罵るなどは度量の狹い者のすることである。人が過を謝したときは、快くそれをゆるすがよい。人の過を深くと

がめるのは、自他のために宜しくない。しかし朋友其の他親近の間で、其の缺點や過失について互に忠告し合ふのはもとよりよい事である。

人の言行は時に誤解を招くこともある。我等は常に他人の言行を正しく判斷するやうに注意しなければならない。それを誤解してみだりに怒つたり、人を非難したりするのは、つまり自分の恥である。

第二十三課　同情

東京淺草の觀音に參詣する人は、本堂の右側にそびえ立つ二本の大きな欅の下に、慈愛に滿ちたおばあさんの銅像を見るであらう。これは貧しい人の友、孤兒の母と慕はれた瓜生岩の

銅像である。

岩は福島縣の人である。家は喜多方にあつて、代々油商を營んでゐた。岩が九歳の時、父は此の世を去り、次いで家は火災に遭ひ、重る不幸に岩はつぶさに辛酸を嘗めた。十七歳の時、結婚して若松に呉服店を開いた。夫婦は一生懸命に家業に勵んだので店は次第に繁昌したが、十年ばかりたつてから、夫は重い病にかゝり、七年の久しい間、病の床にあつた。岩は眞心をこめて夫を看護し、子供を養育しながら家業に勵んで、一家の生計を立てた。岩が三十四歳の時、夫は

遂に病死したので、店を人に讓つて喜多方に移つた。多年の辛苦も岩の心を絶望の淵に沈めず、却つて世の不幸な人に對する深く美しい同情を其の胸の奥底に培つた。

間もなく戊辰の役が起り、若松は悲慘な戰爭の巷となつた。此の時、會津藩士の家族は多く喜多方地方に逃れて來たが、宿る家もなく、飢と寒さに苦しむ有樣であつた。岩は之を見るに忍びず、これらの人を先づ我が家に連歸つていたはり、又近所の家や附近の農家を賴んでそこに泊らせた。さうしてみづから資財を投じ且有志の者とも相談して、これらの人に食物を供給し、衣服や蒲團などを調達した。又病氣の者にはみづから藥を煎じて與へ、老人を慰め幼い者をいつくしみ、働き得る者のためには仕事の世話をしてやるなど、日夕我が身を忘れて奔

走した。

岩は又藩士の兒童が父兄を失つてたよるべき人もなく、毎日田野をさまよひ遊び暮すばかりで、よい事は見習はないのを見て、其の將來を案じ、どうかして學校を開いて彼等を敎育しようと思ひ立つた。そこで有志の人から學校の敷地を借受け、校舍は私財を出して建て、敎師にはもと藩の學校の敎授であつた人を賴むことにして、百方奔走の末やつと官の許可を得て、新に幼學所と稱するさゝやかな學校を建設した。校舍が出來上ると、有志の人から古机・古硯箱・古本など何でも得られるだけの學校用品の寄附を受けた。さうして九歳から十三歳になるまでの兒童を五十人ばかり集めて、讀・書・算を學ばせた。なほ課業の外に、望む者にはいろ〳〵の仕事をも習はせて、將來

の生活の準備をさせた。其の間、岩はこれらの兒童の親ともなつて、慈愛をこめて敎へ導いた。

明治五年に學制が布かれたので、幼學所は閉鎖せられることとなつた。岩はこれから世の貧困な人を助け孤兒を育てることに全力を盡くさうと考へて、日數を重ねてはる〳〵東京に出て行き、其の頃深川で孤兒・老病者の世話をしてゐた救養會所をたづねた。こゝで救養の仕事を手傳ひ、翌年歸つて其の私宅に貧兒養育所を設けた。後に事業の便宜のため福島に移り住み、二十二年から同地に救育所を開いて、氣の毒な貧兒の敎養に力を盡くした。二十四年、六十三歳の時、岩は再び東京に出て、東京養育院の幼童世話掛長となつて、孤兒の世話をしてゐたが、間もなく鄕里に歸り、近郡の有志者を勸めて、各所に育兒

會を興させた。又岩は此の地方からたくさんに製出せられる水飴の糟が棄てられるのを惜しみ、水飴の製法に改良を加へ、飴糟を利用して食料品を製し、以て救貧の一助とした。かやうに岩の善行は甚だ多かつたので、其の事が畏くも皇后陛下（昭憲太后）の御聽に達し、かたじけなき御内意を以て御下賜品を拜受した。明治二十九年藍綬褒章を賜はつて其の善行を表彰せられたが、其の翌年六十九歳で病歿した。大正十三年從五位を贈られた。

後、岩を知る婦人等が發起者となつて會を設け、岩の遺志を繼いで世の不幸な人のために力を盡くすこととなつた。

人は社會の一員として、自分の職分を盡くすと共に、常に他人の身の上に同情し、喜を同じくし憂を分たなければならない。

同情は人の心の自然の働であつて、社會は人々の同情によつて成立つものである。吉凶の慶弔はもちろん、慈善博愛の如きは皆同情から發するものである。世が進むにつれて、人々の不幸を未然に防ぎ、又不幸に陷つた人を助ける種々の社會事業が興つて來たが、事業の源は、人の胸の奥底から湧出る同情に本づくものでなければならない。我等は此の人情の泉を涸さないやうにして、世を潤すことに心掛けよう。

第二十四課　共同

「世は相持」といふ諺がある。人は相依り相助けて始めて完全な生活を營むことが出來る。もし人がめい〳〵孤立してゐたり、たゞ雜然と寄集つてゐるばかりで、一體となつて行動すると

いふことがなかつたら、とても世の進歩を見ることは望まれない。例へば公衆の衛生を保ち、産業の發達を圖り、風俗を改良するといふやうな事業は、人々が力をあはせて助け合はなければ、其の目的を達することは出來ない。

世の中の事は其の目的を達するために、人々が手を分けて働くことによつて、りつぱにそれを成し遂げることが出來る。例へば我等が團體競技をする時、一致協力してそれ〴〵自分の役を果せば、よく勝を制することが出來る。又工場の從業員が各自分擔の仕事に力を盡くせば、全體の仕事の能率を增して、よい製品を短い時間に多量に仕上げることが出來る。

多くの人と共に事を爲すには、共同の精神を持することが大切である。共同の精神を持するには全體の目的のために小を

捨てて大を取り、偏見を去つて道理に從ふ覺悟を要する。みだりに我意を張つて紛爭を起したり、些細な事に感情を害して其のために一致を缺いたり、他人の才能をねたんで排斥したりするやうな行があつてはならない。

多人數共同の勢力は强大なものである。隨つてもし其の勢力を惡用すると世の治安を害し、秩序を亂るやうなことにもなる。それ故衆人と事を共にするには先づ其の事の道理に合つてゐるかどうかといふことを考へ、又其の手段が穩當であるかどうかといふことを顧みなければならない。徒に他人に雷同するのは宜しくない。

共同の精神は公德を守る上にも大切である。我等に共同の精神があれば、公園の花一枝にしても、圖書館の本一冊にしても、

それが公共の便益に供せられる物であることを知つて、おのづからそれを大切にするやうになり、更に何事につけても公共の福利を増進することに心掛けるやうになるのである。

共同の精神は一つ〳〵の事業を成す上に必要であるばかりでなく、社會生活のすべてに於て必要である。我等は家に於ても學校に於ても又市町村や國に於ても、一體となつて共存共榮の生活を全うすべきである。もしこれらの團體生活に於て、人々が共同の精神に乏しく、融和一致を缺くやうなことがあつては、團體の結合力を弱め、其の繁榮を妨げる。我等は更に進んで人類一般の幸福を増すために、他の國民と一層協力することが必要である。

第二十五課　地方自治

國家は行政の便宜上、法律を以て地方を區劃し、其の區劃内の住民に地方共同の事務を自治させてゐる。之を地方自治といふ。地方自治團體には、市町村と北海道及び府縣がある。北海道及び府縣は、若干の市町村を包括する一層大きな團體である。

市町村自治體は、住民共同の利益幸福を進めるために、教育・勸業・土木・衞生等の公共事業を經營してゐる。これらに要する費用は、自治體が基本財産を作つて收益を得たり、地方税を賦課徴收したりして、みづから之を支辨する。市町村自治體は又住民の守るべき市町村條例や規則を定めるのである。

地方自治の制度は一體どんな趣旨で布かれたかといふと、古くから我が國に行はれてゐた隣保團結の習慣を一層おしひ

ろめて、それ〴〵地方共同の利益を發達させ、さうして國民をして國家の行政に參與させるのが目的である。それ故自治といつても無制限のものではない。もとより法律のきまりにより、政府の監督の下に立つて、國の公の行政の一部を負擔するものであることを忘れてはならない。

地方自治の制度がりつぱな効果を收めるには、地方公民が自治の精神に富んでゐなければならない。公民たる者は誰も皆自立自營の人たるべきはいふまでもないが、更に自治制度の本旨を自覺し、自分等の市町村はどうしても自分等でりつぱにやつて見せるといふ覺悟と熱誠が必要である。徒に他の援助をあてにするやうでは自治の責任を解する者とはいへない。又公民たる者は互に親和することが大切である。隣人に對

する美しい人情をおしひろめて、鄕土全體に及す心掛を持たなければならない。人々に此の心掛があれば、市町村は樂しい所となり、益〻其の繁榮を期することが出來る。公民として自治の生活を全うするには、共同の精神が盛でなければならない。自分一人の力では如何程市町村のために盡くさうとしても及ぶものではない。公民がすべて心を同じくし力をあはせ、各〻自治の責任を分つことによつて、始めてりつぱな市町村と成すことが出來るのである。なほ市町村の事務はいふまでもなく公共の事務であるから、公民たる者は公に奉ずるの精神を以て之に當らなければならない。かりそめにも私利を圖つたり私心をさしはさんだりするやうなことがあつてはならない。公民として地方公共のために盡くすのは、やがて國家に盡

くす道である。

地方公民から推されて、其の團體の公職に就くのは、大いなる光榮である。其の光榮を擔ふ者は、專心公共の事に盡くすやうに心掛けて、其の信頼に報いることが大切である。又市町村會議員の選擧は頗る重大な事である。公民たる者は公平な考から專ら適任者を選擧するやうに注意しなければならない。私情を以て黨派を作つて相爭ふやうなことは、實に地方自治制度の布かれた趣旨に背くものである。

第二十六課　國交

文明の進歩するに隨つて、世界の國々は各其の國の獨立を確實にすると同時に、益〻交際を親密にし、相依り相助けて文明の

福利を共にしようと努めてゐる。我が國もまた外國と條約を締結し、各國との交際が年をおうて益〻親善を加へてゐる。國々は國交を修めるために、互に大使或は公使等の使節を差遣し、又外國に在る自國民を保護し、通商・航海の便利を圖るために、領事を必要の地に駐在せしめてゐる。かやうにして彼我の國民は互に和親往來し、有無相通じ、長短相補つて、共に文明の惠澤をうけることが出來るのである。

しかるに國と國との間には、時に利害の相反することがあつて、紛爭を生じ、遂に戰端を開くに至ることは、古來其の例に乏しくない。戰爭はもとより國家人類の大いなる不幸であつて、特に戰敗國の被る慘害は實に甚だしいものである。それ故、萬一戰爭が起つた場合には、國際法では、殘酷な殺害を行はない

こと、捕虜を虐待しないこと、非戰鬪員に損害を加へないこと等の規定を設けて、戰鬪の慘禍を減じようと努めてゐる。又赤十字條約によつて、戰鬪の際、敵味方の別なく負傷者を救護すること、赤十字の記章をつけた者には危害を加へないこと等の規定が出來てゐる。これらはもちろん博愛の精神から出た誠にりつぱな規定であるが、むしろ初から戰爭の起らないやうにすることが一層望ましいことである。そこで國々の間には、平和を確保する企もあつたが、其の成功を見ない中に、歐洲大戰が起り、戰爭に參加した國が三十八箇國に及び、五年の久しい間にわたつて、敵味方合はせて之に死んだ者が殆ど一千萬人、直接財を費すこと三千六百億圓といふ未曾有の大慘禍を與へ、文明の發達、人類の幸福を甚だしく阻害した。大正七年

十一月歐洲大戰がをさまり、翌八年一月フランスのパリーに講和會議が開かれることになり、我が國からも全權委員を派遣したが、此の會議で平和條約を結ぶに當つて、列國はかやうな慘禍を再び繰返さないために、國際聯盟規約を定めて之を平和條約の一部として加へた。大正九年一月十日、平和條約が實施せられると同時に、此の規約も其の効力を生じ、こゝに國際聯盟が成立するに至つた。

國際聯盟はかやうに規約に基づいて出來た國家の聯盟であつて、其の目的とするところは二つある。其の一つは、各國間の關係を公明正大にして將來の戰爭を防止し、以て各國間の平和安寧を全うすることである。今一つの目的は、人類の幸福を增進するために、物質上からも精神上からも各國間の協力を

促進することである。これらの目的を達するために、聯盟國は軍備を縮少して戰爭の危險を減ずると共に各國の安全を保障し、又條約を守つて正義を重んじ、もし國と國との間に國交斷絶の虞があるやうな紛爭が起つた時でも、之を平和の手段で解決すべきことを約束してゐる。聯盟國は更に進んで或は委任統治の方法を立て、或は通商・交通の障碍を除き、又衞生・勞働・兒童保護等の改善に力をあはせ、なほ學藝の進歩のために協力すべきことを約束してゐる。聯盟はこれらの約束を果すために機關を設け、本部をスイスのジュネーブに置き、聯盟國政府の代表者の會議を以て其の事業を處理してゐる。

我が國は東洋の平和を確保し延いて世界の平和に貢獻するを以て國是としてゐる。この國是が各國間の平和安寧を全う

しようとする國際聯盟の目的と其の精神を同じうしてゐるので、我が國は聯盟成立以來十三箇年の間、聯盟の幹部として他のどの國にも劣らない熱誠を以て聯盟の事業に盡くして其の目的を達することに協力して來た。然るに東洋の平和を保つ方法について聯盟と意見を異にしたために、昭和八年三月、遂に聯盟を離脱し、我が國の信ずるところに從つて國際平和を確立する方針を採るに至つた。

國際平和を確立する手段はいろ〳〵あらうが、我等は日本國民として常に國交の大切なことを忘れず、我が帝國の光輝を發揚すると共に、力めて世界の大勢を知り、各國の情況を明らかにし、外國人と交際するに當つても互によく理解し合つて、廣く人類の幸福を增進するやうに心掛けよう。

第二十七課　戊申詔書

明治天皇は、明治四十一年十月十三日に國運發展に關する詔書を賜はつて、國民が覺悟し實行すべきところをお示しになつた。世に此の詔書を戊申詔書と稱してゐる。今謹んで其の大意をうかゞはう。

現今、世界の文明は日に月に進み、各國互に相依り相助けて、共に文明の幸福と利益をうけてゐないものはない。昔、交通の不便な時代には、世界の國々は分離孤立してゐたので、例へばせつかくよい事を發明したとしても、他國に其の利益を分つことがむづかしかつた。ところが交通が次第に開けて來て、國々は互に他の長を採つて我が短を補ひ、更に相競うて新しい工

夫發明を成し、廣く其の利益を分つて、人類一般の幸福を增進するやうになつた。汽車・汽船・電車・自動車・電信・電話等による交通・通信を始め、醫術・工藝から政治・經濟に至るまで、世界の國々は相共に考究を重ねて、其の進步發達を圖つたために、今の人は昔の人の想像することさへ出來なかつた幸福利益をうけてゐる。それ故今後は一層列國との交際を修め、親睦を厚うして、共に益〻文明の進步を圖り、其の福利を增進せしめるやうに努めることが大切である。

かやうに世界の大勢に伴なつて、外列國と共に文明のめぐみをうけようとするには、內に於て我が國運を發展せしめることが必要である。しかるに明治三十七八年戰役の後まだ日が淺いから、其の損失を回復して國運の隆昌を圖るのは容易で

ない。しかして諸般の政務については改善擴張を要することが多い。此の時に當つて、國民は大いに奮勵し、上下心をあはせて、各自忠實に其の業務に服し、勤勉と儉約とを以て資産をふやし、各人は常に信義を重んじ、輕佻浮薄の風を避けて、風俗を厚くし、華奢虚飾を斥けて、質實を旨とし、互に戒め合つて荒み怠らず、さうしてみづからつとめてやまないやうにすることが大切である。これが國運の發展を來す道である。

此の國運發展の道の本づくところは、神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と光輝ある我が國史の成跡である。列聖の御遺訓は時々に賜はつた詔勅と御みづから行はせられた御事蹟によつてうかゞひ知ることが出來る。又國史の成跡は我が國の次第に發展して來た事實と、前人の善行偉勳に現れてゐる。これら列

聖の御遺訓と國史の成跡は、其の明らかなること日星を仰ぎ見るやうである。國民が皆よく此の御遺訓と國史の成跡の示す教訓をつゝしみ守り、一心に奮勵努力するときは、國運はおのづから發展するのである。

内外の形勢がかやうな時に當つて、天皇は深く臣民の協力翼賛に依賴して、戰後の經營をも爲し、各般の政事をも更張し、又列國と文明の惠澤を共にして、明治維新の廣大な規模を益〻擴張し給ひ、之に由つて皇祖皇宗の御盛德を益〻發揚しようとこひねがはせられ、又臣民に對してよく聖旨を奉體すべきことをお望みになつていらせられる。

此の詔書は明治天皇が、特に明治三十七八年戰役後に於て國民のしたがひ守るべき道としてお示しになつたものである

が、其の御趣旨は國民が永遠に奉體すべきものである。我等臣民たる者は、謹んで此の詔書の御趣旨を奉體し、至誠を以て、各自の本分を盡くし、益〻國運の隆昌を圖るべきである。

高等小學修身書卷一　兒童用　終

昭和八年十一月十三日翻刻印刷
昭和八年十二月二十日翻刻發行

高等小學修身書卷一　兒童用
定價金拾壹錢に

著作權所有

著作兼發行者　文部省

翻刻發行兼印刷者　東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地　東京書籍株式會社　代表者　石川正作

印刷所　東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地　東京書籍株式會社工場

發行所　東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地　東京書籍株式會社

昭和八年十一月十三日
文部省檢査濟

広島大学図書
2000018269